

2011. 12. 16

対話によるUD空間整備促進事業
「湯の児海岸単県建設海岸保全事業」
に関する提言

2011年3月

NPO 法人 UDくまもと

●湯の児海岸単県建設海岸保全事業への提言に至った経緯

対話によるUD空間整備促進事業を当法人が受託した事に伴い、熊本県芦北地域振興局土木部工務課（以下、芦北地域振興局という）より熊本県土木部建築住宅局建築課アートポリスUD班を通して、当法人に対して湯の児海岸単県建設海岸保全事業によって、新たに形成された広場に関してユニバーサルデザイン（以下、UDという）化への提言依頼があり、これを行うに至った。

1. 湯の児海岸単県建設海岸保全事業への提言の目的

湯の児海岸単県建設海岸保全事業は、背後地の温泉街を高潮被害から防護する目的で、平成11年度から整備に取り組んでいる事業である。本計画によって、新たに形成された広場は、公園に近い施設になる為、環境面や利用面に配慮し、平成14年度においてUD検討会も設置され、整備を順次進めてきた。

今回UD検討区間の整備をするにあたって、以下の協議が行われた。すでに整備された区間に発生した新たな問題点なども見受けられる事から、問題点の改善と最善のUD整備の促進を図ることを目的とした。

2. 事業の概要

(1) 事業名称

対話によるUD空間整備促進事業

「湯の児海岸単県建設海岸保全事業」に関する提言

(2) 事業日程

①第1回 図面での確認と打ち合わせ及び現地視察

日 時 2011年12月9日（金）

事前にPDFにて図面受け取り、詳細確認及び電話にて打ちあわせ。

当日、現地視察において、すでに整備済みの平場及び、今回整備される区間のデータの撮影等を実施。

<参加者>

・NPO法人UDくまもと

矢ヶ部孝志

大川 幸恵

②第2回 県庁内において現地視察内容を基に図面確認及び提言

日時 2011年12月16日(金) 14:00~16:00

<参加者>

- ・熊本県土木部建築住宅局建築課アートポリスUD班
主 幹 上妻 清人 氏
技 師 瀬名波優希 氏
参 事 本田 昭浩 氏
- ・熊本県土木部建築課
参 事 今福 裕一 氏
- ・熊本県芦北地域振興局土木部工務課
治水係長 高橋 俊博 氏
- ・NPO法人UDくまもと
矢ヶ部孝志
大川 幸恵

3. 事業実施方法

事前に配布された資料によって、すでに平成14年にUD検討会が設置され、学識経験者や多くの委員の参加を得てUD化の為の提言が行われていることを確認。

現地視察においても、以下2点について重点的に撮影データを残し、よりよい方法を提言するものとした。

(1) 動線の色彩について

茶色その他は灰色を予定しているが、視覚障害者・色弱者の誘導に支障はないか。(別途添付資料1)

(2) 動線上の点字誘導ブロック配置について

4. 実施にあたっての課題

(1) 視覚障害者・色弱者の誘導動線について

- ①歩道から平場へのアプローチ、及び平場の点字誘導ブロックの配置
- ②点字誘導ブロックとカラー舗装における彩度・明度の確保状況
- ③色弱者などの誘導をカラー舗装の色分けで誘導する構想について、彩度・明度の確保はできているか

(2) すでに整備された部分における劣化による変化の確認

事前に配布された写真資料において、カラー舗装の経年劣化による汚れによって、視覚障害者・色弱者の誘導動線に問題が生じていないかの確認。

(3) その他・総合

- ① 駐車場から平場までの動線や誘導する通路などの安全確認
- ② 改善点がある場合は具体的な提言を考察する

5. 事業実施による結果

(1) 事業実施結果概要

主体となる芦北地域振興局及び熊本県土木部関係者、当法人スタッフが、活発に意見を出し合い、よりよい設備整備につながった。また、現場視察においては、汚れや劣化によるカラー舗装の彩度・明度の低下など問題点が発見され、新たな視点からの提言を行うことが出来た。

今回は芦北地域振興局が、施工前に不安な点を確認したことがよりよい設備整備につながる要点だったと言える。

(2) 事業実施結果詳細

① 第1回 図面での確認と打ち合わせ及び現地視察について

図面において、平成14年度に行われたUD化の提言に基づいて、手すりの配置や点字誘導ブロックの設置計画があることを確認。図面上においても、茶色のカラー舗装と点字ブロックの輝度差に疑問がある為、現地視察することとした。(別途添付資料2)

また、スロープや階段の形状が特徴的な為、安全が確保されているか確認し、次回提言の場において説明するべくデータの撮影を行った。

② 第2回 県庁内において現地視察内容を基に図面確認及び提言について

前回の図面確認及び、現地視察において確認された課題についての提言を行った。



(現地視察時のカラー舗装の彩度・明度の状態)

写真のように、すでに汚れなどでカラー舗装は劣化し、彩度・明度の確保は難しい状況と思われた。打ち合わせの中で、この汚れについては洗浄すればきれいになるとのことであったが、定期的な保全は困難であろうことから、カラー舗装による誘導だけではUD検討会で提言のあった、輝度差2程度の確保は困難と思われる。点字ブロックによる確実な誘導が必要であろう。

今後整備される区間については、再度地元住民とカラー舗装の色について意見調整中とのことなので、色について決まり次第新たに輝度差について検討される予定である。



(カラー舗装部分と点字誘導ブロックの輝度差の確保について)

写真(上)のように、カラー舗装部分(黄色)にはすでに汚れが目立ち、公園整備のガイドラインにある輝度差2程度のコントラストの確保は難しいと思われる。そもそも黄色の塗装に黄色の点字誘導ブロックでは輝度差の確保はできない。

前述の通り、新たなカラー舗装部分に関しては、現在色が決定していないため、輝度差の確保については言及できないが、最終的に計画通りのカラー舗装になった場合は、点字誘導ブロックの両サイドにコントラストの強い色を舗装するか、逆に点字誘導ブロックの色を変えるなどしてコントラストの確保に努めるべきだろう。



(すでに設置されている歩道部分の点字誘導ブロックの配置)

現在すでに平場上部の歩道については整備が終わっているが、点字誘導ブロックの配置が極端に陸側に寄せてある為、街灯の根元にある電源ボックスと非常に近くなっている。国土交通省が公開している「視覚障害者誘導ブロックの適正な設置の為のガイドブック（国際交通安全学会）」にあるように、点字誘導ブロックの周囲 30 cm以内に、障害物がないよう設置するべきなので、この点字誘導ブロックの設置は危険が伴うといえる。できることなら、歩道中央よりに移動するよう努力すべきだろう。

また、この歩道部分と下の平場部分については高さが数十センチあるので、UD検討会で提言があった通り、歩道からの転落防止の為にも手すりが必須である。現地視察の折、この歩道を自転車に乗った高齢者が利用していたこともあり、早急な対策が求められる。手すりに関しては、新たな整備を行う際、設置するとのことを芦北地域振興局に確認した。



(歩道及び駐車場からのアプローチ)

今後、整備される図面によって、手すりが設置される予定の各スロープについて検証を行った。ほとんどのスロープには、端に転落防止用の立ち上がりが作られているが、グレーチングが設置されている一部のスロープについては、上の写真のように、途中から立ち上がりが無くなっている。この部分は安全にかかわる部分なので、改善が求められる。

この件についても芦北地域振興局に問い合わせたところ、手すりの設置は予定されているとのことだった。立ち上がりに関しても、その際同時に整備するよう、建築課アートポリスUD班を通して再度提言を行っている。

今回、各所に設置される手すりについては、都市公園の移動等円滑化ガイドラインに示されているように、手すりの端部が突出しないものを利用するよう提言した。これは、利用者の袖口や手持ちのバックなどが手すりにかからないよう配慮するためのものである。今回の整備においては、別途添付資料3にあるように、提言に基づいた手すりが使用されることになった。

6. 総括

今回依頼のあった平場の整備は、都市公園ではないにもかかわらず、UDに配慮し整備をするという、地域や利用者にとっても有用な整備である。予算も限られ「移動等円滑化に関する法律」の基準にも縛られないなかで、施工関係者だけでなく、有識者をはじめとするUD検討会の関係者などが尽力した結果である。芦北地域振興局側が、新たに整備する部分について改めてUD化について依頼を行ったのも、このような経緯があったからであろうと推察される。

実際に現地視察を行ってみると、関係者が危惧するのも頷ける状態であった。カラー舗装の汚れは予想を超えており、UD検討会が提言した「カラー舗装の輝度差による、視覚障害者の誘導」は難しい状況である。そこで今回の新たな提言については、点字誘導ブロックの輝度差確保を確実にを行うことで、安全な誘導路を整備する事に重点をおいた。

また、すでに整備されている陸側の歩道と平場までの高低差があることから、スロープ、階段、手すりの整備は慎重に行う必要があると思われた。これらについてもUD検討会において提言がなされているが、実際の計画に沿った図面においては手すりの設置など明確ではなかった為、改めて提言を行った。

今回の提言後、芦北地域振興局が新たに住民の意見を聴取したところ、カラー舗装の色について、再度検討することになったとの報告を受けた。前述の通り、茶色とグレーの塗装では輝度差を確保できないうえ、汚れなどによる影響も大きいことが見受けられることから、今回の再検討によって、より明度彩度の差を確保し、輝度差が大きくなるよう期待したい。新しく塗装色が決定した時点で、当法人及び関係者を交えて再度検討を行う予定である。これによって、UD検討会の提言に沿った整備に近づけられるものと考えている。

いずれにせよ、予算が限られているとはいえ、利用者の憩いの場として整備する以上、安全の確保は必須の条件であることから、UD検討会の提言及び、今回の当法人の提言が実際の整備に反映されることを願うものである。

以上